

# なぜ、公務員労働者から労働基本権が奪われたのか？



へえ、昔はストライキもやったんだ…



憲法で保障された権利をとりあげるなんてむちゃくちゃよ！



それが今も続いているのがおかしいヨ

戦後の憲法がすべての労働者の労働基本権を保障すると、劣悪な労働条件におかれていた公務員労働者は、ストライキ権を行使し、たたかいに立ち上がりました。

## 労働運動の高揚に危機感を抱いた占領軍

ストライキなどのたたかいを背景にして、公務員で組織する全官公(全国官庁職員労働組合協議会)は、政府との直接交渉で大幅な賃上げ回答を勝ち取るなど、賃金闘争は飛躍的に前進しました。

敗戦の混乱のなか、公務労働者・労働組合は、戦後の労働運動や民主運動の担い手となって奮闘しました。

しかし、労働運動の高揚に危機感をいだいた占領軍司令官マッカーサーは1948年7月、公務員の争議権と協約締結権の行使を禁止する書簡を日本政府に送りました。

これをうけた政府は、政令201号を出し、公務員の労働基

本権を一方的に剥奪しました。公務・民間の労働者のたたかいを分断し、労働運動全体の勢いを弱めるというねらいがあったことは明らかです。

## 労働基本権の「代償措置」の人事院勧告も、勧告は出されず…

労働基本権剥奪と同時に、その「代償措置」としての人事院勧告制度が発足しました。しかし、48年に第1回の勧告が出されたものの、その後は勧告がまったく出されなかったり、出されても実施時期などで値切られつづけました。ようやく4月からの完全実施を勝ち取ったのは、70年代になってからのことでした。



(左) マッカーサー書簡を報道した朝日新聞(1948年7月24日)  
(下) 2・1スト中止を放送する伊井議長(1947年)



## 一片の「書簡」が労働基本権をうばった

### 「2・1ゼネスト」とマッカーサー書簡

第2次世界大戦の敗戦によって、労働基本権が保障された官公労働者は、いち早く労働組合の結成に立ち上り、労働運動で中心的役割を果たしました。

1947年には、賃上げなどを要求

して400万人がゼネスト態勢(2・1スト)を確立しました。

ところが、2・1スト突入の前日、占領軍司令官マッカーサーはゼネストの禁止を命令、ストを指導してきた全官公庁共闘の伊井弥四郎議

長は、占領軍監視のもとでラジオのマイクの前に立たされ、涙ながらにスト中止指令を放送しました。

2・1ストが禁止された後も、官公労働者はたたかいの手をゆるめず、ストライキなどで政府に賃

上げを求め、これに脅威を抱いたマッカーサーは48年7月22日、官公労働者の争議行為を全面的に禁止するよう日本政府に要求する書簡を出しました。

これをうけた政府は、ただちに

政令201号を公布、国家公務員法を改悪し、公務員の争議権と労働協約締結権を一方的に剥奪しました。

人事院が設置されたのは、同年12月のことでした。